

平成20年1月24日
沖縄県土木建築部
土木企画課

平成20年3月に経営事項審査の申請をされる皆様へ

経営事項審査について、平成20年4月に改正を予定しています。

改正に関連して、平成20年3月に経営事項審査を申請する場合の取扱いについて下記のとおり定めましたのでお知らせします。

1. 平成20年3月7日(金)までに申請する場合

- 旧基準(現行の基準)に基づく申請受付を行います。
- 平成20年3月末で経審の有効期限が切れる方(平成18年8月決算)は、3月7日までに申請を行う必要があります。

2. 平成20年3月10日(月)以降に申請する場合

- 新基準(改正後の基準)に基づく申請受付を行います。
- 平成20年4月末以降に経審の有効期限が切れる方(平成18年9月以降の決算)は、3月10日以降に申請をお願いします。

※改正の概要や新申請書様式については後日改めてお知らせします。